

佐賀県告示第 474 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 30 年 12 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 佐賀市
- 2 事業の種類 佐賀市健康運動センター駐車場拡張整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松地内における佐賀市健康運動センター駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業の起業者である佐賀市は、一般会計により既に必要な財源措置等を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する

と認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

佐賀市は、「第 2 次佐賀市総合計画」において、10 年後の目指す将来像として「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが」を掲げ、施策を展開している。その中でスポーツに関しては、市民のライフステージに応じた健康、体力作りを推進するため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境の充実に努めてきた。

平成 16 年に、温水プール、入浴施設、トレーニングルーム等から成る健康運動館、多目的グラウンド等を備える佐賀市健康運動センター（以下「センター」という。）を新設し、平成 26 年には当該施設の隣接地にサッカー・ラグビー場を増設した。これにより、市民のスポーツへの関心度が高まり、佐賀市のスポーツ振興に大きく寄与している。

しかしながら、センターで大規模な大会が開催される際には、既設駐車場に加え、臨時駐車場を確保しているが、大会関係者の駐車スペースが不足しており、大会関係者ではないセンターの利用者が駐車をするのができず、利用を断念する状況が年 10 日程度発生している。

また、駐車場に駐車することができなかった来場者の近隣農道への路上駐車が車両等の通行の妨げとなっており、これに起因する交通事故の発生が懸念されている。

本件事業の完成によって、駐車場が拡張され、センターの利用者の安全が確保されるとともに、スポーツに接することのできる環境の充実に努めることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、起業者が任意で希少な動物及び植物について調査したところ、本件起業地周辺の土地には、環境省が絶滅危惧 類に指定しているコギシギシが確認された。

しかしながら、佐賀市環境政策課の意見等を踏まえ、既に種子を採集し、近隣の類似した環境への播種を行っており、周辺には類似の環境も広く残されていることから、本件事業の実施に伴う影響は極めて小さいと予測される。

また、本件起業地内には、佐賀県レッドリストに記載されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されていないが、生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、また関係機関と協議をし、適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 95 条第 1 項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地の平尾二本杉遺跡の範囲に含まれているが、起業者は本件事業の施行に当たり、埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに佐賀市教育委員会と協議を行い、その保護について十分留意し、本件事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、佐賀市高木瀬町内の 3 候

補地を検討している。

センターに隣接し、施設利用時の利便性及び動線が優れていること等を考慮し、経済的及び社会的観点から総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、センターの駐車場は不足しており、混雑時には車を駐車できずセンターの利用を断念する方もいる。

また、センターの駐車場に駐車することができなかった来場者が近隣農道への路上駐車をしており、車両等の通行の妨げ及び交通事故の発生が懸念されることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
佐賀市役所 都市政策課